2）　検体を適当な還元剤で処理したのち、ポリアクリルアミドゲル電気泳動によりポリペプチドを分け、銀染色その他の適当な染色法でHBs抗原ポリペプチドを確認するとき、異常が認められてはならない。また、HBs抗原ポリペプチドの免疫学的反応性を酵素免疫測定法により確認するとき、異常が認められてはならない。

3．2．3～3．3．3　（略）

3．3．4　たん白質含量試験

沈降B型肝炎ワクチンのたん白質含量試験又はローリー法を準用して試験するとき、たん白質量は1mL中35μg以下でなければならない。

3．3．5～3．3．7　（略）

3．3．8　表示確認試験

免疫学的方法により行う。

4　（略）

○農林水産省告示第二千百四十二号

木材統計調査規則（平成十七年農林水産省令第百二十四号）第六条、第七条第三項及び第八条の規定に基づき、平成十七年十二月二十八日農林水産省告示第二千七号（木材統計調査規則第六条の農林水産大臣が定める製材工場等を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月二十五日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（調査客体） **第一条**　木材統計調査規則（以下「規則」という。）第六条の農林水産大臣が定める製材工場等は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類千二百十一―一般製材業、同千二百十二―単板（ベニヤ）製造業、同千二百十三―木材チップ製造業、同千二百二十二―合板製造業及び同千二百二十三―集成材製造業（直交集成板の製造を行う事業を含む。）に属する経済活動を営む事業所とする。 2　規則第六条の農林水産大臣が定める方法は、次のとおりとする。 一　農林水産省大臣官房統計部長（以下「統計部長」という。）は、基礎調査の調査客体数を調査の結果が十分な精度を有するよう算出し、都道府県ごとに調査客体数を割り当てて、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ。）に通知する。 二　地方農政局長は、統計部長から都道府県ごとに割り当てられた数の調査客体について、調査の結果が十分な精度を有するよう統計部長が定める基準に従い、規則第八条の工場一覧表を使用して全数階層と標本階層に分類し、全数階層にあっては全ての工場とし、標本階層にあっては任意系統抽出の方法により抽出する。 三　統計部長は、月別調査の調査客体数を調査の結果が十分な精度を有するよう算出し、都道府県（製材に係る事項にあっては、全国の素材消費量のおおむね八割を占めるまでの上位都道府県並びに国有林材供給調整対策において重点的に生産及び消費動向の把握を実施する都道府県に限る。）ごとに調査客体数を割り当てて、地方農政局長に通知する。 四　（略）	（調査客体） **第一条**　木材統計調査規則（以下「規則」という。）第六条の農林水産大臣が定める製材工場等は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類千二百十一―一般製材業、同千二百十二―単板（ベニヤ）製造業、同千二百十三―木材チップ製造業及び同千二百二十二―合板製造業に属する経済活動を営む事業所とする。 2　規則第六条の農林水産大臣が定める方法は、次のとおりとする。 一　農林水産省大臣官房統計部長（以下「統計部長」という。）は、基礎調査のうち木材チップ及び合板に係る事項に関する調査客体数を調査の結果が十分な精度を有するよう算出し、都道府県ごとに調査客体数を割り当てて、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ。）に通知する。 二　地方農政局長は、統計部長から都道府県ごとに割り当てられた数の調査客体を調査の結果が十分な精度を有するよう統計部長が定める基準に従い、抽出するとともに、基礎調査のうち製材に係る事項に関する調査客体について、製材用動力の出力数が七十五キロワット以上の製材工場を大規模出力階層に、製材用動力の出力数が七十五キロワット未満の製材工場を小規模出力階層にそれぞれ区分し、大規模出力階層にあっては、その階層内に含まれる全ての工場を調査客体として抽出し、小規模出力階層にあっては、その階層内に含まれる工場のうちから統計部長が定める基準に従い、任意系統抽出の方法により調査客体を抽出する。 三　統計部長は、月別調査の調査客体数を調査の結果が十分な精度を有するよう算出し、都道府県ごとに調査客体数を割り当てて、地方農政局長に通知する。 四　（略）